

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成二十九年十二月八日

奈良県知事 荒井正吾

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
（変更前） ホワイト薬局 （変更後） オレンジ薬局 檀原神宮 店	檀原市久米町六五四	平成二十九 年十二月一 日